

北見赤十字病院労働組合 執行委員長 久手堅 繁から、令和5年（2023年）5月19日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）5月23日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 全日赤2023年夏闘統一要求及び北見単組職場要求
- 2 日 時 2023年6月2日 午前0時以降本件の完全解決まで
- 3 場 所 北見赤十字病院労働組合組合員の従事する全職場
- 4 概 要 前記第3項記載場所の全体または一部で、全面ストまたは部分ストをはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独または併用して行う。
ただし、救急患者及び入院中重症患者のため保安要員若干名を除く。